

地域に事務局を！

～地域コミュニティのトレンドの外挿（extrapolation）～

名和田是彦（法政大学）

1. 近代主権国家における各地域的まとまりの運営に必要な権能（コトラーの 4 条件）

1. 管轄領域の画定
2. 法人格
3. ルール制定権
4. 財源調達権

2. 各地域的まとまりの 4 条件の充足

(1) 主権国家

- 国際法による認知と実力による確保
- 法制定主体として当然に法主体性を持つ（学説的に法人として捉えられたり、行政事件訴訟法におけるように各「機関」が訴訟当事者性を認められたりする）
- 法律制定権
- 課税権

(2) 地方公共団体

- 地方自治法第 5 条による管轄領域の公的画定
- 同法第 2 条による法人格の付与
- 同法第 14 条による条例制定権の付与
- 同法第 223 条による課税金の付与

(3) 協議会型住民自治組織（都市内分権）

- 条例等による管轄領域の公的画定
- 権利能力のない社団の法理。場合によっては民間法人化。
- 首長への意見具申や協定。民間地域組織を通じたルール制定。
- 行政からの交付金等。地元民間地域組織からの負担金等。

(4) 地域コミュニティ

全員を会員にすることを前提に

- 会員の居住区域を基礎に、隣接する同種組織との取り決めにより画定
- 権利能力のない社団の法理。場合によっては認可地縁法人。
- 会の規約、総会の議決等。
- 会費による財政。

3. 自治会・町内会の変容

(1) 協議会型住民自治組織による補完

(2) 自治体政策や条例による補完

(3) 会員制度の見直しのトレンド

- 丸亀市の「コミュニティ自治会」
- 、分譲マンション管理組合を自治会とみなす動向
- マンションの「一棟会員」制度（港区）
- 長岡京市八条が丘自治会の会員制度の廃止（社団から財団へ？）

4. 協議会型住民自治組織のトレンド ～地方公共団体への一歩接近～

(1) コミュニティセンターの事務局化の諸動向

(2) コーディネーターだらけの地域

(3) 80 年代までのコミュニティ政策のもとでの地域施設を地域の事務局に改変するときの独特の困難

(4) 自治会・町内会の存在意義

- 親睦機能
- 相談機能
- 市民社会内の自生的秩序機能（日本ではなぜ大災害時などに秩序崩壊が起きないのか）